

平成24年12月28日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

平成24年度 第1回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会 の概要について

農林水産省は、平成24年12月4日（火曜日）に、平成24年度 第1回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会（以下「OIE連絡協議会」）を農林水産省共用第9会議室において開催しました。今回は、本年9月に開催されたOIE コード委員会の議論を経て加盟国に提示されたOIE コードの改正・新設の案等について意見交換を行いました。会合における意見交換の概要は以下のとおりです。

意見交換の概要

1. 2012年9月のコード委員会の報告書において提示されたコード改正案及び動物疾病・病原体通報アドホックグループの報告書に係る意見交換

（1）OIE リスト疾病

- 2012年9月のコード委員会に先立ち2012年7月に開催されたOIE 動物疾病・病原体通報アドホックグループ（以下「アドホックグループ」）が、リスト疾病の基準に照らして、牛白血病、ヨーネ病、水胞性口炎、豚水胞病など16疾病をOIE リスト疾病から削除することを提案しましたが、OIE コード委員会は、いくつかの疾病について、この提案に疑問を表明し、今回、例外的に加盟国に対し、アドホックグループの報告書に対する意見照会を行いました。
- 総論として、メンバーからは、OIE リスト疾病の基準に使われている用語の定義をより明確化した上で議論する必要があるとの意見がありました。また、口蹄疫と類症鑑別が必要な疾病のリストからの削除によって口蹄疫の摘発にも影響が出る可能性があること、リストからの削除が提案されている疾病であっても、我が国を含め撲滅に向けて努力している国があり、そのような国の努力は尊重すべきであることなど、OIE アドホックグループの提案に反対する意見が多数ありました。これに対し、意見を踏まえて我が国のコメントを作っていくと回答しました。
- また、各論として、豚水胞病及び水胞性口炎は口蹄疫との類症鑑別上重要であること、牛白血病及びヨーネ病は、我が国が撲滅に向けて努力しており診断法もあること、スクレイピーについても TSE（伝達性海綿状脳症）であり、罹病率の評価の困難を理由に削除するには疑問があることなど、

これらの疾病のリスト疾病からの削除に反対する意見がありました。

- 地球温暖化が進む中で、ベクター媒介性疾病の取り扱いをどうするのか提案してはどうかとの意見や有効なワクチンがあることをリスト疾病から外す理由にするのであるならば、ワクチン自体を決定木（ディシジョン・ツリー）の要因の一つにすべきとの意見がありました。
- この他に、発展途上国などの診断能力の高くない国があることを考慮すると、リスト疾病を絞りリソースを集中した方が防疫対策の効果が高いことは理解するが、リスト疾病からの除外によって、当該疾病の重要性が国際的に見逃されるおそれがあり、また、当該疾病の撲滅に向けて対策を進めている国の努力に水を差すことになりかねないので、極端に絞る方向に進むべきではなく、慎重に議論を進めるよう日本から求めていくべきとの意見がありました。
- コード委員会がアドホックグループの提案に対する加盟国の意見を求めるのは例外的なことで、コード委員会も混乱している可能性があり、我が国からしっかりとコメントを出すことによってコード委員会をサポートすべきとの意見もありました。これに対し、しっかりとコメントを出していくとともに、今後のコード委員会における議論を注視していく旨回答しました。
- また、国際基準の改正に合わせて、国内法も改正されるのかとの質問がありました。これに対し、国際基準は、あくまで参考・参照事項であり、リスト疾病が変わったからといって、家畜伝染病予防法の監視伝染病が直ちに直視されるものではないが、リスト疾病以外の疾病を検疫対象にすることについて、輸出国との間での協議が必要になると回答しました。
- 我が国が監視伝染病に指定している疾病のリストからの削除提案については否定的に対応すべきであるが、この機会に監視伝染病の適否についても検証すべきとの意見もありました。

(2) 蜂の疾病

- 食用蜂蜜の新たな輸入条件を決めるに当たり、食品安全委員会への諮問が必要なのかとの質問がありました。また、放射線照射などの処置については、技術上可能かという議論の前に、国内法で適用可能か否かを前提にして議論していかなければならないとの意見もありました。これに対し、食用と動物衛生上問題となる養蜂用の取扱いは異なること、動物衛生上の問題については、国内と同等の措置を輸出国に求めていくこと、仮に殺虫・消毒のために放射線照射を適用するなど、食品衛生法上の新たな取り扱いを決めるのであれば、食品安全委員会への諮問が必要になるのではないかと

と回答しました。

- 家畜衛生条件の締結に当たっては、輸出国には蜂の疾病が発生しているとの前提で条件を設定すべきとの意見がありました。これに対し、我が国は、厳しい条件を輸出国に求めており、相手国から問題視されることもあるが、科学的見地に立って疾病の侵入を予防するとの立場で協議していると回答しました。
- 腐蛆病の清浄国を目指す場合に野生又は野生化した蜜蜂群に対するサーベイランスプログラムに取り組まなければならないという条件は厳しすぎるとの意見がありました。これに対し、ほとんどの国にとってもこの条件を満たすのは難しいと認識しており、サーベイランスの要件等をもっと明確化しなければ国際基準として機能しないと回答しました。

(3) アニマルウェルフェアと肉用鶏生産システム

- 捕獲に関して、鶏の首や翼を捕まえてはならないとの規定が提案されていることについて、捕獲の際に首や翼だけをつかむことはないが、翼の根元を持つことは迅速な作業も可能で鶏に負担もかからないので、ここで規定する「翼 (wing)」には翼の根元は含まないのではないかとの議論があり、これに対しわかりにくいのであれば明確にするためにコメントを出すことも検討していく旨回答しました。
- 2011年の7月に ISO と OIE がアニマルウェルフェアについて協力することとなり、フードチェーンの一環としてアニマルウェルフェアが取り扱われていることについて我が国はどのように関与していくのかとの質問があり、これに対し、アニマルウェルフェアは SPS 協定の対象となっておらず、動物衛生の国際基準の議論とは別個に取り扱うべきであること、農林水産省としてアニマルウェルフェアの重要性は認識しており、国内の動物愛護管理法を所管している環境省等関係当局と情報共有しながら対応していくと回答しました。
- 鶏の衛生管理を行う者について「家きんの獣医師」等我が国にあてはまらない記述や肉用牛との若干の記述の違いがあるとの指摘があり、これについて何らかのコメントの提出について検討すると回答しました。
- アニマルウェルフェアを徹底し過ぎると農場レベルのバイオセキュリティ上問題となる場合があり、こういったことを OIE 連絡協議会の場で議論しながら関係者に伝えていくべきとの意見がありました。

(4) その他

- 事件・事故が起きた場合に「想定外」として片付けられることないように

に、予防原則に基づいて OIE コードを作ることを共通認識にするべきであるとの意見がありました。

- 国際基準よりも、日本の文化や物理的条件に基づいた国内法を優先すべきであり、日本の国内法を相手国に理解できるように説明をしていくことが重要であるとの意見がありました。
- また、相互理解を深めるため、OIE 連絡協議会を傍聴しているマスコミの感想を聞く機会を作るべきとの提案がありました。
- 我が国からそれぞれ理事会理事とコード委員会委員に選出されたことについて、我が国としてどのように後押しをしていくかが重要であるとの意見がありました。
- 病気の管理で最も難しいのはハード面ではなくソフト面であり、農場 HACCP の導入や家畜伝染病予防法の改正による飼養衛生管理基準の策定によりソフト面の管理が進むことが期待されることから、そういったことに対しマスコミや消費者の方たちに関心を持ってもらいたいとの意見がありました。
- かつてはアニマルウェルフェアの教育をする講座が大学になく、政府としてもそういったソフト面の人材育成をして欲しいとの意見がありました。これに対し、ソフト面が重要であることは認識しており、教育が重要な課題であると回答しました。

(以上)